

(別記様式1)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

所在地

商号又は名称

代表者名

工事名

特例監理技術者の配置を予定していることについて、下記の全項目を確認しました。

○特例監理技術者の配置要件

項目
(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
(3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までであること。
(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、10km以内の工事でなければならないこと。 なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から10km以内であること
(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
(9) 兼務する工事が通年維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）ではない。

以上